

## 経営Q&A

回答者

税理士法人山田&パートナーズ

税理士 平井 伸央

消費税増税と軽減税率でどう変わる？ 企業の実務への影響と対策

～複数税率の取引でよくある誤りと対応方法～

### Question

消費税法の改正により消費税率が変更され、数か月が経過しました。複数税率の区分経理については社内の仕組みも確立し、日常的な取引については大きな混乱もなく処理を進めています。一方で、受領した領収書に記載された適用税率に明らかな誤りがある等、イレギュラーな取引も生じています。

このような消費税率を要因とするイレギュラーな取引について、日常業務で混乱が生じないように事前に対応を検討したいので、一般的によくあるケースとその対応方法について教えてください。

### Answer

複数税率への対応について経理担当者が十分な準備を整えたとしても、実際の取引は経理担当者が関与しないところで行われることが多いため、イレギュラーな取引が生じることも考えられます。取引の当事者が適切に改正に対応できているとは限りませんので、イレギュラーな取引についてもある程度事前に想定しておき、対応を検討しておくことが実務では有効です。

以下、ご質問のよくあるケースとその対応方法をご紹介します。

## 1 改正後の取引における適用税率の誤り

消費税法の改正により、2019年10月1日以後に行われる資産の譲渡や役務の提供については、新税率（標準税率10%・軽減税率8%）が適用されています。また、改正前の旧税率に関する経過措置の取扱い等の影響により、改正後しばらくの間は旧税率8%の取引が生じる可能性もあります。経理担当者としては、これらの取引を混同せず区分して処理できるようにするため、社内ルール等の整備を行うこととなります。しかし、実際の取引における適用税率の判断は、自社の販売担当者や取引の相手方が行うケースがほとんどですので、当事者の制度の理解不足等により適用税率を誤った取引が行われてしまう可能性があります。

この場合、いくら事前に社内ルールの整備を適切に行ったとしても、経理処理や支払い等の業務を行う経理の現場が混乱してしまう可能性があります。決算時の混乱や相手先とのトラブルを回避するためには、このようなイレギュラーな取引はある程度起こりうることを前提に対応方法を検討しておくとい良いでしょう。以下、適用税率の誤りが想定される取引例とその対応方法について解説します。

## 2 取引の相手方における軽減税率の誤り

### (1) 誤りの原因

取引時の税率誤りのうち、軽減税率に関するものについては、一般消費者向けの小売店での取引が想定されます。

#### 【小売店で想定される税率の誤り】

- ・単純なレジの打ち間違い
- ・店員の理解不足による誤り
- ・商品マスター設定時の誤り
- ・イトイン確認ルール等の不備による誤り

小売店における商品の適用税率を誰が判断するかについては、レジスターを使用している場合にはそのレジスターの機能により異なります。適用税率の判断という観点からは、おおむね以下のとおり区別されます。

#### 【税率の判断とレジスターの機能】

- ① 商品を複数のカテゴリーに区分できる部門機能にそれぞれ税率を設定しておき、商品の内容に応じて販売時に該当する部門のボタンを選択するタイプのもの
- ② 商品情報をあらかじめマスターとしてシステムに登録し、販売時に該当する商品のボタンを選択する又はバーコードリーダー等で読み取るタイプのもの

①については、実際に販売をする店員が、販売の都度税率を選択することになります。単純なボタンの押し間違いや軽減税率制度の理解不足による判断の誤りが想

定されます。②については、あらかじめ設定されたとおりに税率が適用されることとなりますので、税率に誤りがある場合には事前の設定段階からの誤りとなります。また、商品マスター登録をしている場合でも店内飲食（標準税率 10%）とテイクアウト（軽減税率 8%）を選択できるお店については、顧客の意思に基づいてその場の判断が必要となりますので、顧客の意思確認を行う際のオペレーションルールが明確に設けられていない場合には、不適切な税率を適用してしまう可能性があります。

このように、一般消費者向けの小売店では日々生じる大量の取引について店員が個別に税率を判断するという状況が生じますので、実務上、税率の誤りが生じる可能性は十分に考えられます。

## (2) 税率を誤った領収書等を受領した場合の対応

誤った税率に基づいて税込対価を計算した領収書等を受領した場合の取扱いについては、国税庁が2019年11月に公表した「事業者の皆様へ（～区分経理から消費税申告書の作成まで～）」という資料の中に実務の方針が明記されています。具体的な対応としては、取引先等に取引の事実に基づく領収書等の再交付を依頼するという対応が必要となります。消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、取引の事実に基づく一定の事項が記載された「区分記載請求書等」の保存が必要です。内容に誤りのある領収書等の保存では、その要件を満たさないという考え方です。

なお、類似する取扱いに、軽減税率適用取引であるにもかかわらず必要事項が記載されていない請求書等を受領した場合において、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに区分して合計した税込対価」を自ら追記することにより、保存要件を満たすことができる取扱いがあります。この取扱いは、“記載がない”場合に追記できる取扱いであり、“内容に誤りがある”場合に、その内容を訂正できるという取扱いではありません。したがって、領収書等に記載された税率に明らかに誤りがある場合において仕入税額控除を適用するためには相手方から再交付を受ける必要が生じます。

なお、少額な飲食料品の購入等の取引について小売店に再交付を依頼することは現実的でないケースも考えられます。区分記載請求書等保存方式における保存要件には、税込の支払金額が30,000円未満の場合には請求書等の保存は不要とする取扱いがあります<sup>(注)</sup>ので、実際の対応においては、特に30,000円以上の取引について留意しておく方が良いと考えます。

(注) 30,000円未満の場合の取扱いは、区分記載請求書等保存方式の適用要件です。2023年（令和5年）10月1日から適用開始される適格請求書等保存方式（インボイス方式）では、原則として少額の取引でも領収書等の保存が必要となりますので留意が必要です。

### 3 取引後における取引条件の見直し

#### (1) 取引条件の見直しの具体例

消費税法の改正による新税率は2019年10月1日以後の取引から適用されますが、10月1日以後の取引であるかどうかは、資産の譲渡であれば「引き渡しの日」、役務の提供であれば「完了の日」で判断します。物の引き渡しを伴う資産の譲渡は比較的判断しやすいと思いますが、役務の提供は様々な取引があるため完了の日の判断が難しい場合もあります。したがって、実務においては当初取引条件として想定していた適用税率に誤りがあり、事後的に見直しが必要となるケースがあります。以下は、想定される具体例です。

##### 【具体例】

- ・購入したソフトウェアの年間保守契約にかかる保守料を支払った。
- ・契約期間は2019年5月1日～2020年4月30日
- ・保守料 月額108,000円(税込) 総額1,296,000円(税込) ※税率8%
- ・支払方法 2019年4月末に総額を一括払い
- ・当社は9月決算であり、2019年9月期の決算において短期前払費用として全額を費用計上するとともに、消費税の申告上96,000円の全額を仕入税額控除の対象とした。

##### ■支払い時の仕訳処理

(保守料) 1,200,000円 (現預金) 1,296,000円  
(仮払消費税) 96,000円

- ・以上の内容について、2019年12月に相手先より14,000円の追加請求があった。内容は税率8%と10%の差額の7か月分(2019年10月～2020年4月)とのことであり、協議の上、支払った。

##### ■追加支払い時の仕訳処理

(仮払消費税) 14,000円 (現預金) 14,000円

具体例の保守料は月額で定められているため、役務提供は月ごとに完了するという考え方になります。したがって、2019年9月分までの保守は9月までに完了しており、原則として税率8%が適用されます。一方で、10月以降分については改正後の新税率10%が適用されることになります。

具体例のような一定期間における継続的な役務提供についてはこのような事後的な見直しが生じやすい取引となります。相手方から追加請求等を求められた場合には契約書の記載内容等によりどの時点で役務提供が完了しているのかを確認し、支払うべきかどうかの検討を行うことになります。

## (2) 申告時の対応

具体例の場合における2020年9月期の決算の対応ですが、2019年9月期に10月以降分も含めて8%の税率で仕入税額控除を適用していますので、テクニカルな対応が必要となります。具体的には次のような対応となります。

### 〈2020年9月期の消費税申告の対応〉

- ① 10月1日～4月30日分の保守料については、旧税率8%の仕入れにかかる対価の返還があったこととする処理をする（2020年9月期の申告上、仕入税額控除の対象額を減額する調整をする）
- ② 10月1日～4月30日分の保守料について、新税率10%により仕入税額控除の対象とする

以上の調整により、8%対応分の消費税56,000円（100,000円×8%×7か月）が2020年9月期の仕入税額控除の対象から除外され、10%対応分の70,000円（100,000円×10%×7か月）が仕入税額控除の対象となりますので、8%と10%の差額分14,000円を仕入税額控除の対象とすることができます。

### 〈執筆紹介〉

税理士法人山田&パートナーズ  
パートナー 税理士 平井 伸央

2006年税理士登録

ホームページ：<https://www.yamada-partners.gr.jp/>



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業